

新人看護職員研修

新人看護職員研修は、『保健師助産師看護師法』と『看護師等の人材確保の促進に関する法律』の改正により、平成22年4月から**努力義務化**されました。

【 法律の概要 】

『保健師助産師看護師法』

(第二十八条の二)

○保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受け、その資質向上に努めなければならないこと

『看護師等の人材確保の促進に関する法律』

(第四条、第五条、第六条)

○病院等の開設者が、新人看護職員研修の実施や、看護職員が研修を受ける機会の確保のため、必要な配慮を行うよう努めなければならないこと
○看護職員本人の責務として、免許取得後も研修を受けるなど、自ら進んで能力の開発・向上に努めること

看護職員が、免許を受けた後も臨床研修やその他の研修を受けることにより、その資質や実践能力を向上させることができ、また、それを看護業務に十分に発揮することで、良質な医療の提供と、円滑な職務参加が期待できることから、国として支援を進めています。

参考：看護師等の研修に関する法律の規定

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）（抜粋）

第二十八条の二

保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）（抜粋）

第四条

国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条

病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な処遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に発揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の処遇の改善、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第六条

看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない。

新人看護職員研修の基本的な考え方（1）

理念

新人看護職員研修の理念は、次の2つです

○看護は人間の生命に深く関わる職業であり、患者の生命、人格及び人権を尊重することを基本とし、生涯にわたって研鑽されるべきものです。新人看護職員研修は、看護実践の基礎を形成するものとして、重要な意義を有しています。

○新人看護職員を支えるためには、周囲のスタッフだけではなく、全職員が新人看護職員に関心を持ち、皆で育てるという組織文化の醸成が重要です。新人看護職員研修ガイドラインは、新人看護職員を支援し、周りの全職員が共に支え合い、成長することを目指して作られています。

※新人看護職員研修ガイドラインより抜粋（一部改変）

新人看護職員研修の基本的な考え方（2）

基本方針

- 1) 新人看護職員研修は、新人看護職員が基礎教育で学んだことを土台に、臨床実践能力を高めるものである。新人看護職員は、新人看護職員研修で習得したことを基盤に、生涯にわたって自己研鑽することを目指す。
- 2) 新人看護職員研修は、看護基礎教育では学習することが困難な、医療チームの中で複数の患者を受け持ち、多重課題を抱えながら、看護を安全に提供するための臨床実践能力を強化することに主眼を置くことが重要である。
- 3) 医療における安全の確保及び質の高い看護の提供は重要な課題である。安全で安心な療養環境を保证するため、医療機関は患者の理解を得ながら組織的に職員の研修に取り組むものであり、新人看護職員研修はその一貫として位置づけられる。
- 4) 専門職業人として成長するためには、新人看護職員自らがたゆまぬ努力を重ねるべきであることは言うまでもないが、新人の時期から生涯にわたり、継続的に自己研鑽を積むことができる実効性のある運営体制や研修支援体制が整備されていることが重要である。
- 5) 医療状況の変化や看護に対する患者・家族のニーズに柔軟に対応するためにも、新人看護職員研修は、常に見直され発展していくものである。

※新人看護職員研修ガイドラインより抜粋